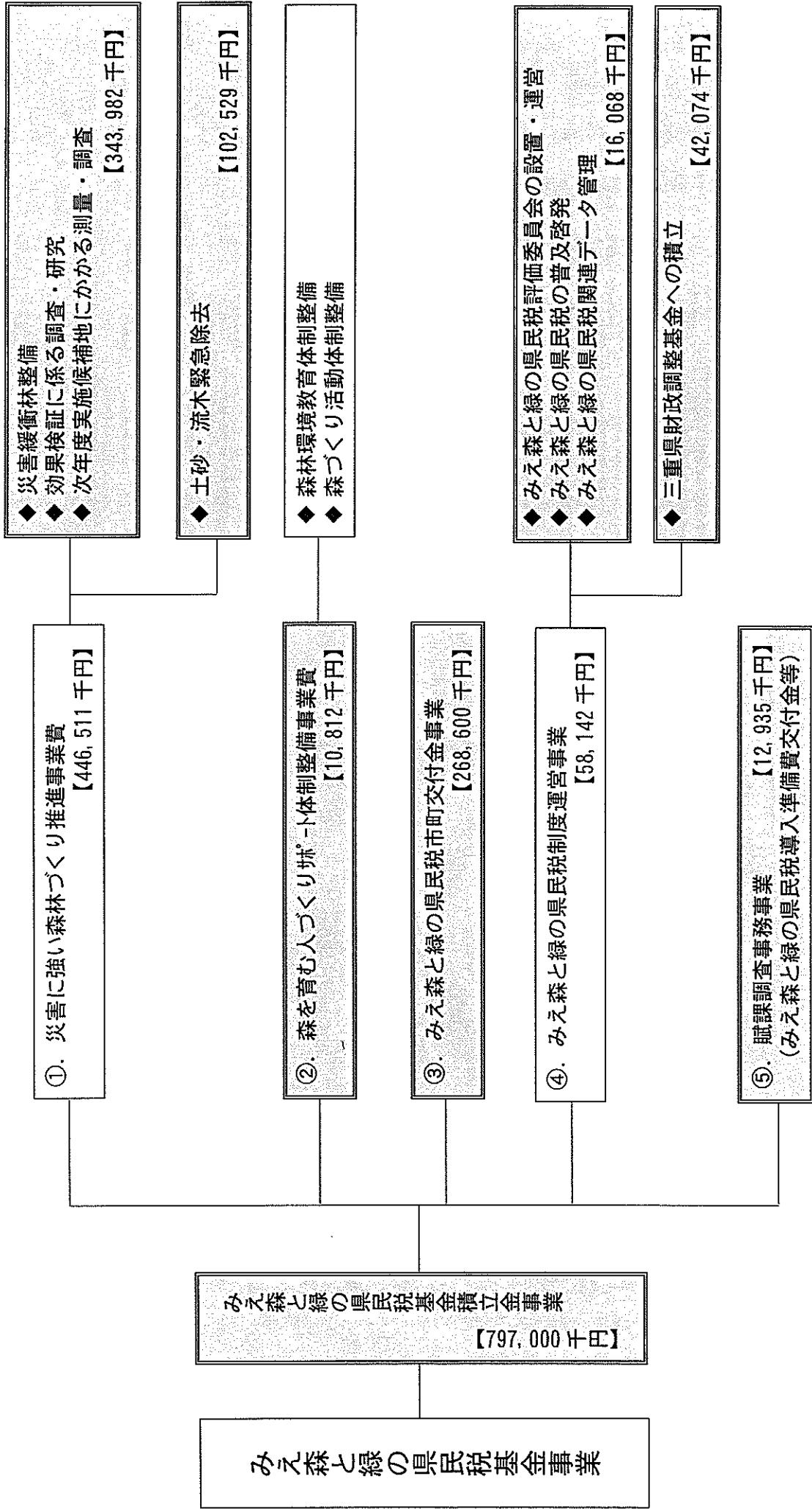


平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業・事業別評価シート（案）

別添資料編

1. みえ森と緑の県民税基金積立金事業関連資料	2
2. 災害に強い森林づくり推進事業のうち災害緩衝林整備事業関連資料	3
3. 災害に強い森林づくり推進事業のうち土砂・流木緊急除去事業関連資料	7
4. 森を育む人づくりサポート体制整備事業関連資料	8
5. みえ森と緑の県民税市町交付金事業関連資料	10
6. みえ森と緑の県民税制度運営事業のうち みえ森と緑の県民税評価委員会の設置・運営、みえ森と緑の県民税の普及啓発、 みえ森と緑の県民税関連データ管理関連資料	15
7. みえ森と緑の県民税制度運営事業のうち三重県財政調整基金への積立関連資料	20
8. 賦課調査事務事業（みえ森と緑の県民税導入準備費交付金等）関連資料	21

平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業の構成（平成26年度当初予算ベース：総額797,000千円）



※二重線囲みの単位で、「平成26年度みえ森と緑の県民税基金事業・事業別評価シート」を作成しています。

災害に強い森林づくり推進事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区(以下、危険地区)」の渓流沿いの森林を対象に、県が流木災害等を抑制するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

また、危険地区流域内の森林において、豪雨時に流下して下流に被害を与えるおそれのある治山施設等に異常堆積した流木や土砂等について、除去を行います。

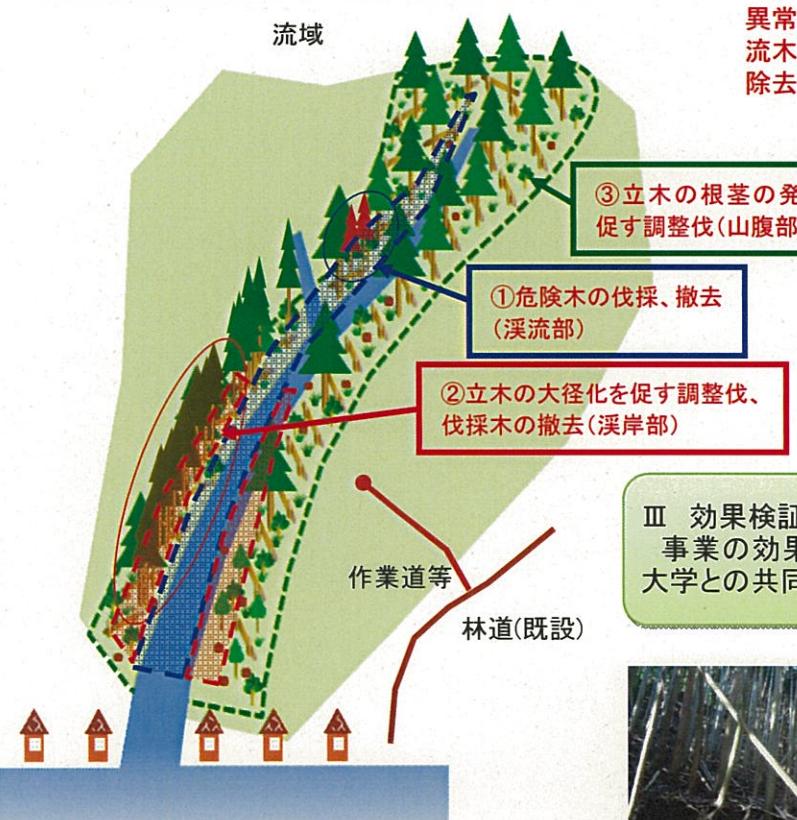
併せて、それらの事業投入によってどの程度の効果があるのかを明らかにするために、科学的な視点での研究・調査を実施します。

I 災害緩衝林整備事業

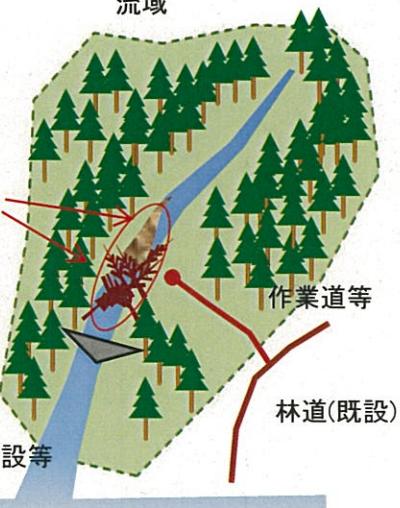
- ①危険地区渓流部において、流木になる恐れのある危険木を下流へ流れ出さなくするために「危険木の伐採、撤去」
- ②①の周辺渓岸部において、上流からの土砂の流下を緩和するために「立木の大径化を促す調整伐、伐採木の撤去」
- ③①②の周辺山腹部において、渓流内に土砂が流れ出さなくするために「立木の根茎の発達を促す調整伐」

II 土砂・流木緊急除去事業

危険地区流域の森林において、豪雨等によつて流出し人家等に被害を与える恐れのある「異常堆積した流木や土砂等の除去」



流域



III 効果検証に係る調査研究事業

事業の効果検証にかかる調査・研究(林業研究所及び大学との共同研究)



整備前の森林状況



整備後の森林状況

※崩壊土砂流出危険地区とは、地形(傾斜、土層深、渓床勾配)、地質、林況等からみて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流となって流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれがある地区を表したもので、国調査要領に基づく調査結果であり、土地利用等に制限を加えるものではありません。



整備後の森林状況

災害緩衝林整備事業

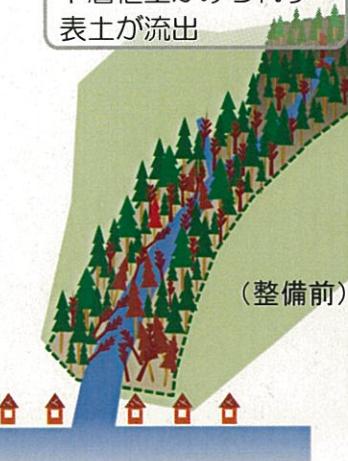
近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、流木災害等を抑制するため、①渓流内の危険木の除去、②流木や土砂の流下を緩衝する渓流沿いの森林整備、③倒木や土砂の渓流への流入を抑制する山腹斜面での森林整備など、災害緩衝林の整備を進めます。

＜整備前の森林の状態＞

流出する恐れのある危険木が存在

間伐不足で過密小径な林分

下層植生がみられず表土が流出



＜整備区分 青字：立地環境 赤字：整備内容＞

①渓流部で**危険木の除去**⇒流木発生抑制

②渓岸部で**調整伐**による立木の大径化促進⇒森林の抵抗力の増加⇒流木・土砂等流下緩衝

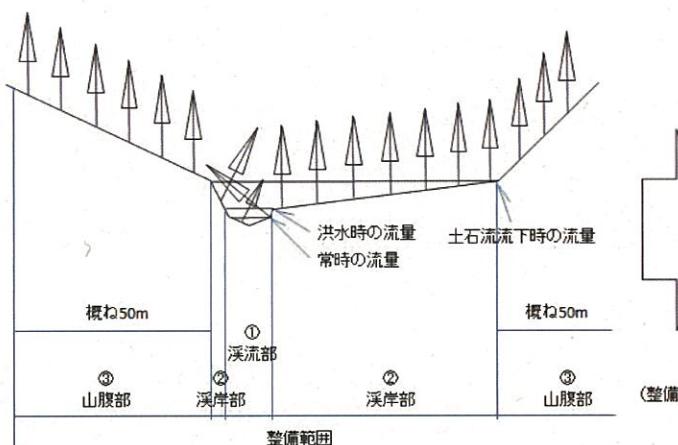
③山腹部で**調整伐**による根系の発達促進、**土砂止の設置**⇒斜面の安定化⇒流木・土砂等流出抑制



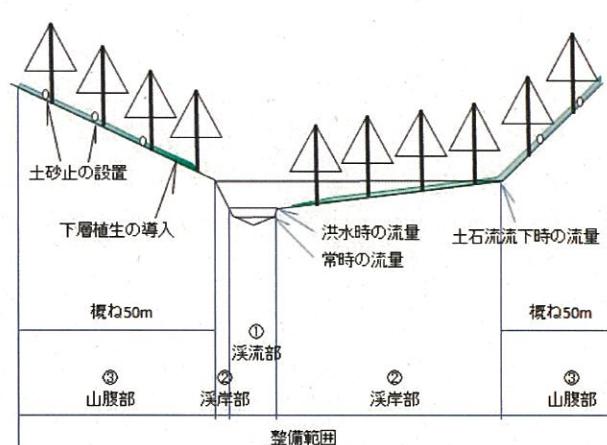
【整備区分横断図】

(整備前)

(整備後)



(整備区分)



-災害緩衝林整備後イメージ(先行県である兵庫県の事例)-

平成26年度 災害に強い森林づくり推進事業 実施予定箇所

平成26年10月9日 現在

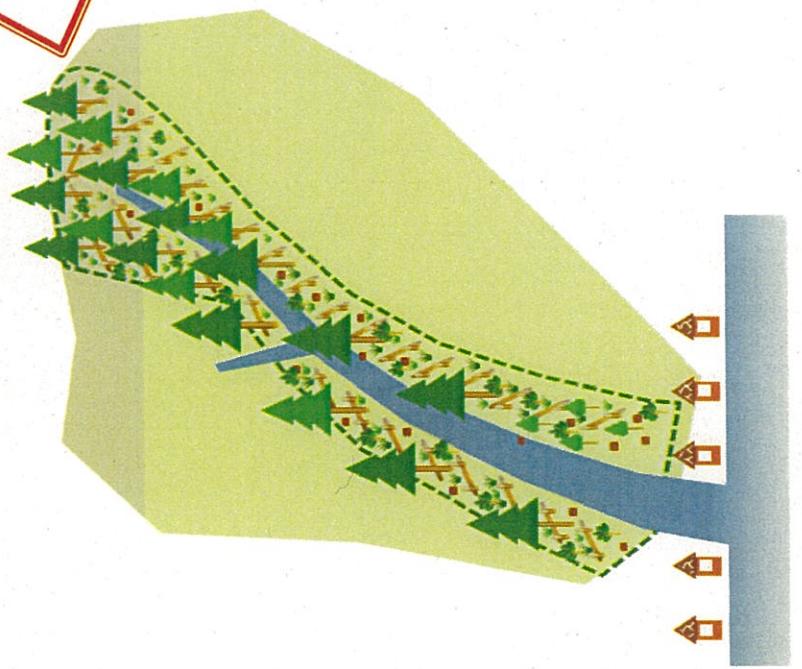
事業名	地区名	市町名	大字等	事業概要	事業費(千円)
災害緩衝林整備事業	小谷口	松阪市	嬉野矢下町	危険木除去、森林整備	13,500
災害緩衝林整備事業	峠谷1	松阪市	嬉野小原町	危険木除去、森林整備	9,400
災害緩衝林整備事業	髭山3	松阪市	嬉野上小川町	危険木除去、森林整備	18,800
災害緩衝林整備事業	小別当	松阪市	飯高町下滝野	危険木除去、森林整備	20,800
災害緩衝林整備事業	島谷	大台町	南	危険木除去、森林整備	33,000
災害緩衝林整備事業	稻妻	伊賀市	上阿波	危険木除去、森林整備	4,100
災害緩衝林整備事業	三ツ口	熊野市	五郷町湯ノ谷	危険木除去、森林整備	16,800
災害緩衝林整備事業	谷口	熊野市	五郷町桃崎	危険木除去、森林整備	7,000
災害緩衝林整備事業	棚ヶ谷	熊野市	飛鳥町佐渡	危険木除去、森林整備	10,600
災害緩衝林整備事業	桑瀬谷	熊野市	五郷町寺谷	危険木除去、森林整備	18,600
土砂・流木緊急除去事業	大平	大紀町	崎	土砂、流木除去	3,200
土砂・流木緊急除去事業	大坪	伊賀市	勝地	土砂、流木除去	500
土砂・流木緊急除去事業	桑瀬谷	熊野市	五郷町寺谷	土砂、流木除去	22,000
土砂・流木緊急除去事業	清水谷	熊野市	五郷町寺谷	土砂、流木除去	34,500
土砂・流木緊急除去事業	石間淵	熊野市	飛鳥町神山	土砂、流木除去	15,400
災害緩衝林整備事業	深切	龜山市	加太神武	危険木除去、森林整備	3,100
災害緩衝林整備事業	青木谷	伊賀市	諏訪	危険木除去、森林整備	5,600
災害緩衝林整備事業	桂谷	伊賀市	島ヶ原	危険木除去、森林整備	10,100
災害緩衝林整備事業	羽下谷	大紀町	崎	危険木除去、森林整備	7,500
災害緩衝林整備事業	池ノ谷越	大紀町	大内山	危険木除去、森林整備	20,000
災害緩衝林整備事業	大野内	紀北町	紀伊長島区十須	危険木除去、森林整備	6,000
災害緩衝林整備事業	北又	紀北町	紀伊長島区島原	危険木除去、森林整備	9,200
災害緩衝林整備事業	栃山	紀北町	紀伊長島区十須	危険木除去、森林整備	25,500

災害緩衝林整備事業

—効果検証に係る調査研究事業一

災害緩衝林整備事業のねらい

- 溪岸部、山腹部で調整伐の実施
- 土砂止めの設置、下層植生侵入促進
→ 土砂流下抑止効果の発揮
- 大径化(根系発達)による抵抗力の増加
→ 立木等の流下緩衝効果の向上など



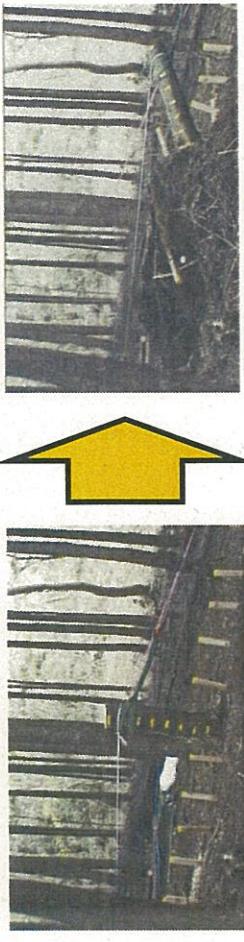
事業効果の検証のための調査実施(林業研究所)

(専門家のアドバイスを受けて実施)



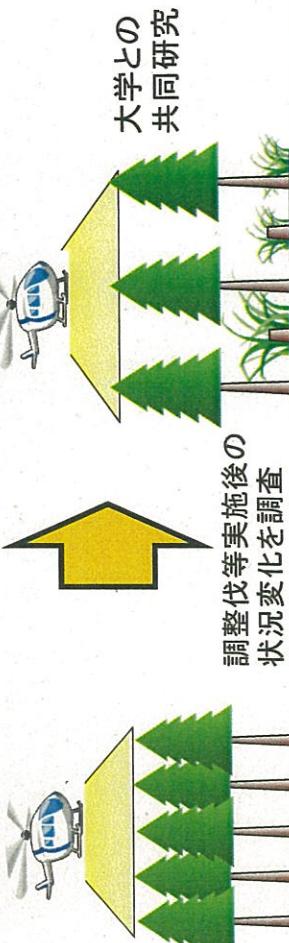
大学との
共同研究

- ①斜面からの土砂流出量を継続測定し、土砂流出抑止効果を把握
- 伐倒木を利用した土砂止の設置



- ②立木引き倒しによる抵抗力調査を実施し、立木等の流下緩衝効果を把握

- ③航空機レーザー測量による事業実施箇所の森林状況の変化を把握



大学との
共同研究

調査等実施後の
状況変化を調査

土砂・流木緊急除去事業

近年頻発する豪雨等の異常気象の増加をふまえ、流木や土砂の流出による災害発生の恐れのある「崩壊土砂流出危険地区」の渓流沿いの森林を対象に、治山施設等に異常堆積した土砂や流木について、台風や豪雨の際に流出して下流に被害を与えるおそれのあるものを撤去します。



※崩壊土砂流出危険地区とは、
地形(傾斜、土層深、渓床勾配)、地質、林況等から
みて、山腹崩壊等により発生した土砂が土石流とな
って流出し、人家、公共施設に被害を与えるおそれ
がある地区を表したもので、国の調査要領に基づ
く調査結果であり、土地利用等に制限を加えるもの
ではありません。

森を育む人づくりサポート体制整備事業 事業概要及び実施状況

1. 事業概要

みえ森と緑の県民税市町交付金事業等を活用した地域の森林環境教育や森づくり活動を促進するため、活動の基盤となる指導者・活動者の一定水準の知識・技術の習得を目指した育成を行うとともに、活動にかかるコーディネートや相談対応、情報収集・発信、普及啓発、教材の提供、道具の貸出等を行い地域の取組を支援します。また、それらの取組にかかる総合窓口として「森づくりサポートセンター」の設置準備を進めます。

2. 森づくり推進員の配置

地域で行う森林環境教育や森づくり活動の促進をはかるため、県の窓口として森づくり推進員を配置して、各種相談対応等にあたるとともに、学校や市町、森林環境教育指導者や森づくり活動者等、関係者との綿密な調整・連携等を行います。

【実施状況】

- ・活動にかかる相談対応：20件
市町2、学校12（うち活動のコーディネート7）、森林環境教育指導者5、森づくり活動者1
- ・森林環境教育に関する活動及び事業構築にかかる対応：23件
市町7、市町教育委員会10、学校3、関係施設3
- ・森林環境教育に関する広報資料の配布
小学校378、市町教育委員会29、小中学校長会での説明1

3. 森林環境教育の推進

(1) 体系的な指導者の育成

初心者・中級者・上級者といった指導者の習熟状況に応じた各種の講座・研修を実施して、ステップアップ式に森林環境教育の実践能力の向上をはかり、学校等の幅広い要求に対応可能な一定レベル以上の指導者の育成を行います。

【実施状況】

- ・森林環境教育初心者講習1（知識編）：9月7日済
森林に関する基礎的な知識の習得を目的として、エコサーバーサポーターセミナー・検定試験を実施
- ・森林環境教育初心者講習2（技術編）：9月20・21日済
伝える（解説する）技術の習得を目的として、インタークリター養成研修を実施
- ・森林環境教育初心者講習3（実践編）：9月～10月実施中
森林環境教育の実践能力の向上をはかるため、イベント（森の学校）の企画・実践を実施
- ・森のせんせいスキルアップ研修（中級者対象）：11月実施予定
主に教育的な視点からの森林環境教育プログラムを学ぶため、LEAFロ-カリインストラクタ-研修を実施
- ・森のせんせいリーダー養成講座（上級者対象）：5月～11月実施中
高度で幅広い知識・技術の習得を目的として、森林インストラクター養成講座を実施
- ・森づくり体験会：5月24日済
実際の林業作業を実践・体験することで幅広い知識・技術を習得するため、植樹体験を実施

(2) 学校教職員を対象とした研修の実施

学校での森林環境教育の取組促進をはかるため、森林環境教育の意義や実践方法等に

について、学校教職員を対象とした研修を県教育委員会事務局・総合教育センターとの共催により行います。

【実施状況】

- ・学校教職員森林環境教育講座：8月8日済

開催場所：三重大学教育学部、講師：三重大学教育学部 平山准教授（理科教育担当）

(3) みえの森フォトコンテストの開催

写真撮影を通して森林への興味関心を深めることを目的に、高校生以下の子どもたちを対象として、森林をテーマとしたフォトコンテスト及び写真教室を開催します。

【実施状況】

- ・第1回みえの森フォトコンテスト：6月～9月済

- ・こども森の写真教室：8月9日中止（※台風の影響による）

(4) 出前授業の実施

税市町交付金事業の対象とならない学校等での取組を支援するため、森づくり推進員が森林環境教育の出前授業をコーディネートします。

【実施状況】

- ・実施済1校（いなべ市立大安中学校）

- ・実施予定6校（津市立南立誠小学校、松阪市立鶴小学校、明和町立下御糸小学校、津市立明合小学校、県立尾鷲高校、森の風ようちえん）

(5) 教材の提供

全ての小学校での活用が可能な教材として、小学5年生社会科教科書に対応した森林・林業の副読本を作成して、県内の全小学5年生に配布します。

【実施状況】

- ・森林環境教育副読本作成業務 委託発注済（10月～11月発行・配布予定）

4. 森づくり活動の推進

(1) 森づくり活動者の育成

森づくりに関する適正な技術や安全管理についての研修を行います。

【実施状況】

- ・森づくり活動初心者講習：11月実施予定

基礎的な知識・技術、安全管理等を学ぶため、三重大演習林との共催で初心者講習を実施

- ・森づくり活動スキルアップ研修：2月実施予定

森づくり活動に必要な適正な知識・技術の習得を目的として、測量や密度管理の研修を実施

- ・刈り払機安全衛生教育研修：6月21日・7月19日済

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部への委託により研修を実施

- ・チェンソー作業特別教育研修：12月・1月実施予定

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部への委託により研修を実施

(2) 活動に必要な道具の貸出

ヘルメットなど、森づくり活動に必要な道具を県で整備して貸し出します。

【実施状況】

- ・道具等の整備（ヘルメット大人用20、ヘルメット子ども用20、風速計4）

みえ森と緑の県民税市町交付金事業

1. 事業の目的

この事業は、「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」を推進するという「みえ森と緑の県民税」の趣旨（以下「みえ森と緑の県民税の導入趣旨」と言う。）に則って、市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開することができるよう、予算の範囲内でみえ森と緑の県民税市町交付金（以下「市町交付金」と言う。）を交付するものです。

2. 市町交付金の総額

毎年度のみえ森と緑の県民税の税収から制度の運営に必要な経費を除いた残りの概ね半分を市町交付金の総額とします。（5年間の総額で、県：市町 = 5 : 5とする。）

3. 市町への配分方法

市町交付金には、森林面積や人口を算定基礎として一定のルールに従って配分する「基本配分枠」と、事業費が基本配分枠を超える場合への対応として、市町からの申請に基づいて弾力的に配分する「特別配分枠」があります。

基本配分枠の総額と特別配分枠の総額は、市町交付金の総額を概ね 3 : 1 の割合で案分します。

基 本 配 分 枠	均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分します。
特 別 配 分 枠	大規模な公共施設の木造化や水源地保護のための公有林化等、事業費が大きく基本配分枠だけで対応できない場合について、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分します。

1) 基本配分枠の配分

均等配分を1市町当たり200万円とし、残りを市町の人口と森林面積に応じて配分しますが、この時の配分割合は人口：森林面積=1:1とします。

この考え方に基づいて算出された額を毎年度当初に県から全ての市町に内示し、交付を受ける市町は、県に交付申請を行います。

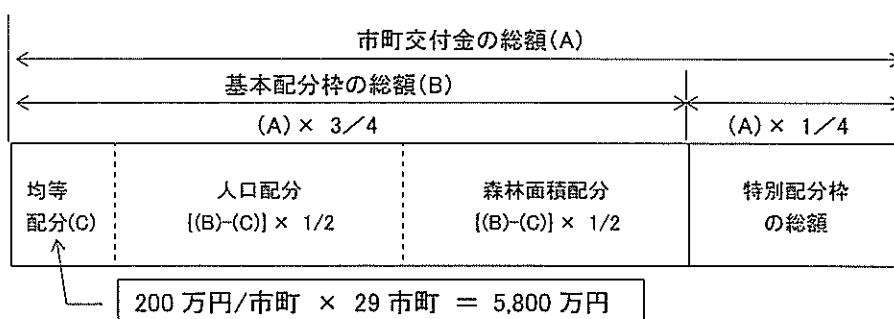
2) 特別配分枠の配分

交付を希望する市町は、事業実施前年度の10月に県に申請書を提出します。県は申請内容を審査し、その結果を同年度の12月末に市町に通知します。

新年度（＝事業実施年度）当初に県から該当市町に交付額を内示し、これを受け、市町が県に交付申請を行います。

なお、特別配分枠交付金には、市町1回当たりの申請額に上限を設け、その額を2,000万円としています。

また、5年間の申請上限額を設け、その額を3,000万円としています。



3. 市町交付金の使い途

1) 交付金事業実施の3原則

交付金事業の実施に当たっては、次の3つの原則全てを満たさなければなりません。

交付金事業実施の3原則

- 【原則1】既存事業の財源に巻き替えること無く、新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。
- 【原則2】「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。
- 【原則3】産業振興を目的としたものでないこと。

2) 2つの基本方針と5つの対策

原則2に示す「2つの基本方針と5つの対策」は次のとおりです。

基本方針	対 策		対策の基本的な考え方
1. 森林災害づくりに強い	1	土砂や流木を出さない森林づくり	土砂や流木によって人家や公共施設に被害が及ばないように、洪水緩和や土砂災害防止機能等の森林の働きを發揮するために必要な対策を進める。
	2	暮らしに身近な森林づくり	生活環境の保全や向上のため、県民の暮らしに関わりの深い森林について必要な対策を進める。
2. 支える県民全体で森林づくり	3	森を育む人づくり	森林や緑を大切に思い・育む人づくりのため、児童・生徒をはじめ様々な県民に、森林や木材について学び・ふれあう機会を提供するなど、森と県民との関係を深める対策を進める。
	4	木の薫る空間づくり	木づかいを通じて森林を支えるため、県民の暮らしや公共空間において、建築からエネルギーまで幅広い用途での木材利用を促進するなど、木材と県民との関係を深める対策を進める。
	5	地域の身近な水や緑の環境づくり	地域の身近な水や緑の環境づくりを進めるため、森・川・海のつながりを意識した森林や緑、水辺環境を守る活動支援や、森林や緑と親しむための環境整備など、身近な緑や水辺の環境と県民との関係を深める対策を進める。

交付金事業は、「交付金事業実施の3原則」を踏まえた上で、上表の「対策の基本的な考え方」に則った事業であれば実施可能です。

なお、平成26年度の市町事業は29市町で73事業となっており、これらを対策区分別にまとめると以下のとおりとなります。

【対策区分別まとめ】

【H26. 9. 30まとめ】

対策区分	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
1. 土砂や流木を出さない森林づくり	2	2	7,296	0	7,296	2.7%
2.暮らしに身近な森林づくり	26	16	85,207	33,552	118,759	44.2%
3.森を育む人づくり	21	14	36,028	3,355	39,383	14.7%
4.木の薫る空間づくり	19	14	61,496	31,908	93,404	34.8%
5.地域の身近な水や緑の環境づくり	5	5	9,754	0	9,754	3.6%
合 計	73	—	199,781	68,815	268,596	100%

なお、平成26年度の市町別事業一覧及び事業別計画書は別紙のとおりです。

4. 市町における基金設置について

市町は、交付金事業の財源に充てるための基金を設置することができることとしています。基金には、基本配分枠交付金を計画的に積み立てて、事業の財源に充てることができます。

なお、基金を設置している市町は、平成26年9月30日時点で、次の16市町(7市9町)となっています。

【H26. 9. 30 まとめ】

市町	基金名称
亀山市	みえ森と緑の県民税市町交付金基金
いなべ市	いなべ市みえ森と緑の県民税市町交付金基金
木曽岬町	木曽岬町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
菰野町	菰野町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
朝日町	朝日町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
多気町	多気町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
伊勢市	伊勢市森林づくり基金
志摩市	志摩市みえ森と緑の県民税市町交付金基金
大紀町	大紀町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
玉城町	玉城町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
伊賀市	伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金
尾鷲市	尾鷲市みえ森と緑の県民税市町交付金基金
紀北町	紀北町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
熊野市	熊野市森と緑の基金
御浜町	御浜町みえ森と緑の県民税市町交付金基金
紀宝町	紀宝町森と緑の県民税交付金基金

平成26年度みえ森と緑の県民税市町交付金事業の対策区分毎まとめ

H26.9.30

対策1 土砂や流木を出さない森林づくり

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
1-1 溪流内の倒木や流木の除去	2	2	7,296	0	7,296	100%
合 計	2	-	7,296	0	7,296	100%

対策2 暮らしに身近な森林づくり

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
2-1 里山や竹林の整備	13	12	55,030	16,776	71,806	60.5%
2-2 人家裏や道路沿い等の危険木の除去	5	4	16,075	0	16,075	13.5%
2-3 病虫被害木の伐倒駆除や防除	4	4	11,471	0	11,471	9.7%
2-4 水源林の公有林化	1	1	0	16,776	16,776	14.1%
2-5 学校林の整備	1	1	411	0	411	0.3%
2-6 貸し出し用ウッドチッパーの整備	1	1	1,500	0	1,500	1.3%
2-7 溪流沿い森林の針広混交樹林化	1	1	720	0	720	0.6%
合 計	26	-	85,207	33,552	118,759	100%

対策3 森を育む人づくり

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
3-1 小学生対象の森林環境教育	5	5	9,500	0	9,500	24.1%
3-2 市町民対象の木工等の体験	4	4	1018	0	1018	2.6%
3-3 小学校への木製机・椅子の導入	3	3	10,658	3,355	14,013	35.6%
3-4 子ども対象の木製遊具等の配布や導入	3	3	4,453	0	4,453	11.3%
3-5 市町民対象の啓発イベント開催	3	3	4,407	0	4,407	11.2%
3-6 森林・木材関連図書コーナーの新設	1	1	522	0	522	1.3%
3-7 森林環境教育のためのフィールド整備	1	1	3,870	0	3,870	9.8%
3-8 公共的施設への木製什器類導入補助	1	1	1,600	0	1,600	4.1%
合 計	21	-	36,028	3,355	39,383	100%

対策4 木の薫る空間づくり

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
4-1 公共建築物等の木造・木質化	9	7	35,906	16,776	52,682	56.4%
4-2 公共施設内への木製備品類の導入	5	5	7,475	15,132	22,607	24.2%
4-3 地域材を活用した住宅建設への支援	2	2	9,770	0	9,770	10.5%
4-4 木質バイオマス利用促進のための未利用間伐材運搬支援	2	2	5,500	0	5,500	5.9%
4-5 木質ペレットボイラーの導入	1	1	2,845	0	2,845	3.0%
合 計	19	-	61,496	31,908	93,404	100%

対策5 地域の身近な水や緑の環境づくり

取組のカテゴリ	取組件数		交付金額(千円)			
	事業数	市町数	基本配分	特別配分	計	割合(%)
5-1 保育園の庭園や公園の芝生化	3	3	5,824	0	5,824	59.7%
5-2 身近な公園等の森林整備を行う住民活動支援	1	1	2,130	0	2,130	21.8%
5-3 工場・事業所における緑化活動への補助	1	1	1,800	0	1,800	18.5%
合 計	5	-	9,754	0	9,754	100%

※みえ森と緑の県民税市町交付金事業実施要領より抜粋

第6号様式（その3）

平成 年度 みえ森と緑の県民税市町交付金事業別実績書

対策区分		市町名	
------	--	-----	--

番号	区分	事業名
	基本・特別	
事業費		円（うち交付金： 円）

1. 事業の目的			
2. 事業の内容			
3. 事業の実績と効果			
4. 事業の評価と今後の取組方向			
5. 写真	(着手前写真)	(状況写真)	(着手後写真)
	※説明を加えること	※説明を加えること	※説明を加えること
6. その他特記事項			
※参考となる資料（新聞記事の切り抜き、市町広報記事など）を添付すること。			

【記載要領】

- ア. 対策区分欄は、別表第1の対策別（1. 土砂や流木を出さない森林づくり 2. 暮らしに身近な森林づくり 3. 森を育む人づくり 4. 木の薫る空間づくり 5. 地域の身近な水や緑の環境づくり）に記載すること。
- イ. 「2. 事業の内容」には、事業内容の他、事業実施主体、補助率等（補助事業の場合）、事業実施時期も記載すること。
- ウ. 「3. 事業の実績と効果」には、面積や件数等の数量を記載するとともに、その事業によって恩恵を受けた人数（例：木造公共施設の利用者数、事業への参加者数など）を記載すること。
- エ. 「4. 事業の評価と今後の取組」には、実施結果を踏まえた自己評価と今後の取組方向について記載すること。
- オ. 「5. 写真」には、事業の効果や実施状況がわかる写真を添付すること。
- カ. 「6. その他特記事項」には、特筆すべき事項を記載すること。併せて事業結果等を広報した実績も記載し、参考となる資料（新聞記事切り抜き、市町広報記事など）を添付すること。
- キ. 当実績書は、第三者評価委員会（仮称）に提出するとともに、一般にも公表するものである。
- ク. 当実績書は、第6号様式（その1）に記載した事業毎に作成すること。
- ケ. 区分欄は、基本配分枠活用事業と特別配分枠活用事業の別に○を付すこと。
- コ. 電子データも提出すること。